

○田原本町既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱

平成21年4月16日

告示第42号

改正 平成22年4月26日告示第34号

平成28年5月12日告示第37号

令和元年7月29日告示第63号

令和2年4月30日告示第40号

令和2年5月7日告示第40—2号

令和3年4月19日告示第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の耐震化を促進し、もって災害に強い、安全・安心なまちづくりを推進するため、住宅の耐震改修工事を行う所有者等に対し、予算の範囲内において既存木造住宅耐震改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての木造住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1建築物の耐震診断の指針」に基づく診断法又は国土交通大臣が同診断法の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた診断法による評価方法とする。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果により、倒壊の危険があると判断された既存木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事で、耐震診断による構造評点（以下「構造評点」という。）が1.0未満であるとされたものを改修後の構造評点が1.0以上となるもの又は構造評点が0.7未満であるとされたものを改修後の構造評点が0.7以上となるもの

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、本町の区域内にある建築物であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、田原本町耐震シェルター設置工事補助金交付要綱（令和3年4月田原本町告示第31号）又はこの要綱による補助金その他これらと同様の補助金の交付を受けた住宅を除く。

- (1) 原則として、昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- (2) 耐震診断結果が1.0未満のものであること。
- (3) 現に居住し、又は居住しようとするものであること。
- (4) 地階を除く階数が2以下のものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅の所有者又は補助対象住宅に居住（現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。）している者（以下「居住者」という。）であること。
- (2) 本人及びその世帯員全員が市町村税等を滞納していないこと。
- (3) 本人及びその世帯員全員が田原本町暴力団排除条例（平成23年12月田原本町条例第21号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 田原本町耐震シェルター設置工事補助金交付要綱又はこの要綱による補助金その他これらと同様の補助金の交付を受けた者でないこと。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に耐震改修工事についての同意を得なければならない。

- (1) 補助対象住宅の所有者と、居住者又は土地の所有者とが異なる場合 当該居住者又は土地の所有者
- (2) 補助対象住宅の所有者が2者以上いる場合 当該補助対象住宅の所有者全員
- (3) 居住者又は土地の所有者が耐震改修工事を施工する場合 補助対象住宅の所有者

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費は、補助対象住宅の耐震改修工事に要した費用（一般管理費、現場管理費及び共通仮設費を含む。）とする。

2 補助金の額は、1,000,000円又は補助対象経費の額の5分の4のいずれか低い額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田原本町既存木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、工事契約の締結前に町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事見積書及び内訳書
- (2) 補助対象住宅の付近見取図及び写真（外観が分かるものを2枚以上）
- (3) 現況配置図、平面図
- (4) 補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に着工したことを証する書面（建築確認通知書（写）等）
- (5) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類
- (6) 第4条第2項に規定する同意が必要な場合は、同項各号に規定する者の同意書又はこれに代わる書類
- (7) 耐震診断の結果の写し
- (8) 耐震補強設計図書
- (9) 耐震改修工事工程表
- (10) 建築士による田原本町既存木造住宅耐震改修設計内容確認書（様式第2号）
- (11) 本人及びその世帯員全員が市町村税等を滞納していないことを証明する書類
- (12) 本人及びその世帯員全員の住民票の写し
- (13) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定により申請書を受理した場合において申請の内容を審

査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、田原本町既存木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、田原本町既存木造住宅耐震改修補助金不交付通知書により、申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、工事を着手した際、直ちに田原本町既存木造住宅耐震改修工事着手届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(工事の変更等)

第9条 補助金交付決定者は、第6条に規定する補助金交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに町長と変更協議をしなければならない。

- 2 前項の変更協議において、補助金の額に変更が生じる場合は、田原本町既存木造住宅耐震改修補助金交付変更申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、前項に規定する変更申請を受理した場合において変更申請の内容を審査し、適当と認めるときは、田原本町既存木造住宅耐震改修補助金変更交付決定通知書により、補助金交付決定者に通知するものとする。

- 4 第1項に規定する変更協議において、工事内容のみに変更が生じるときは、田原本町既存木造住宅耐震改修工事変更届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- 5 補助金交付決定者は、耐震改修工事を中止しようとするときは、田原本町既存木造住宅耐震改修工事中止届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(中間工程の報告)

第10条 補助金交付決定者は、耐震改修工事を施工している間に田原本町既存木造住宅耐震改修工事中間工程報告書（様式第7号）に建築士による田原本町既存木造住宅耐震改修中間工程確認書（様式第8号）及び工事完了時に隠蔽となる部分の補強等がわかる工事写真を添付し、町長へ提出しなければならない。この場合において、町長は、必要に応じて現場で検査を行うことができる。

2 前項に規定する書類の提出時期は、町長と補助金交付決定者で協議して決めるものとする。

(完了の報告)

第11条 補助金交付決定者は、耐震改修工事完了後、田原本町既存木造住宅耐震改修工事完了報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、町長は、必要に応じて現場で検査を行うことができる。

- (1) 田原本町既存木造住宅耐震改修完了検査確認書(様式第10号)
- (2) 耐震改修工事の完了時の写真
- (3) 耐震改修工事契約書の写し
- (4) 耐震改修工事精算書(最終の工事代金内訳書)
- (5) 耐震改修工事に要した経費に係る領収書の写し
- (6) 耐震診断の結果報告書
- (7) 耐震補強設計図書(完了時)
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を精査するものとする。

2 町長は、耐震改修工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、田原本町既存木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書を補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金交付決定者は、前条第2項に規定する通知を受理したときは、田原本町既存木造住宅耐震改修補助金請求書(様式第11号)を町長に提出し、補助金の支払を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 町長は、補助金交付決定者に補助金を交付することが適当でないとき、又は耐震改修工事が中止されたときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月26日告示第34号)

この告示は、平成22年5月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月12日告示第37号)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月29日告示第63号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の田原本町既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱様式第1号及び様式第3号から様式第12号までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和2年4月30日告示第40号)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月7日告示第40—2号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の田原本町既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱様式第1号及び様式第9号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和3年4月19日告示第34号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の田原本町既存木造住宅耐震改修

補助金交付要綱様式第1号及び様式第9号による用紙で、現に残存するものは、
所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

田原本町長 殿

申請者 住所
氏名 印
電話番号

田原本町既存木造住宅耐震改修補助金交付申請書

年度田原本町既存木造住宅耐震改修補助金の交付を受けたいので、田原本町既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

建築物の概要	建築物の所在地						
	所有者氏名						
	建築物の用途・規模・構造等	用途		階数	地上	階	
		建築面積	m ²	延べ床面積			m ²
		構造					
確認等の履歴	確認済証	有・無	確認番号		確認年月日	年 月 日	
	検査済証	有・無	検査番号		検査年月日	年 月 日	
耐震診断結果	階	X:	Y:	階	X:	Y:	
	階	X:	Y:	階	X:	Y:	
改修前構造評点			改修後構造評点(予定)				
改修工事予定金額	円						
工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日		年 月 日			

添付書類：耐震改修工事見積書及び内訳書、補助対象住宅の付近見取図及び写真、現況配置図、平面図、補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に着工したことを証する書面、補助対象住宅の所有者が確認できる書類、第4条第2項各号に規定する者の同意書又はこれに代わる書類(同項に規定する同意が必要な場合に限る。)、耐震診断の結果の写し、耐震補強設計図書、耐震改修工事工程表、建築士による田原本町既存木造住宅耐震改修設計内容確認書(様式第2号)、本人及びその世帯員全員が市町村税等を滞納していないことを証明する書類並びに本人及びその世帯員全員の住民票の写し

(裏)

私（申請者）及びその世帯員全員が田原本町暴力団排除条例（平成23年12月田原本町条例第21号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらのものと密接な関係を有する者でないことを誓約します。

申請者

住 所

氏 名

Ⓜ

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

田原本町長 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

田原本町既存木造住宅耐震改修設計内容確認書

申請建築物に対する耐震改修設計内容について、現状の構造評点____未満が、改修工事の実施により____以上となる内容であることを下記のとおり確認しました。

設計者

建 築 士 氏名 _____ (印)
住 所 _____
一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 _____
登録番号 _____

建築士事務所 名称 _____
所在地 _____
一級建築士事務所、二級建築士事務所
又は木造建築士事務所の別 _____
登録年月日及び登録番号 _____

建築物の所在地 _____

記

改修前の構造評点

	X方向	Y方向	総合評点
1F			
2F			



改修後の構造評点

	X方向	Y方向	総合評点
1F			
2F			

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

田原本町長 殿

住所
届出者 氏名 印
電話番号

田原本町既存木造住宅耐震改修工事着手届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた既存木造住宅耐震改修工事を着手しましたので、田原本町既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり届け出ます。

建築物の所在地	
着手日	年 月 日
完了予定日	年 月 日
耐震改修 工事施工者	会社等名称又は氏名
	住所
	電話番号

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

田原本町長 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

田原本町既存木造住宅耐震改修補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた工事について補助金の交付決定額の変更を伴う申請内容を変更しますので、田原本町既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第9条第2項の規定により関係書類を添えて変更申請します。

建 築 物 の 所 在 地	
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	

*変更の内容により必要な書類を添付してください。

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

田原本町長 殿

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

田原本町既存木造住宅耐震改修工事変更届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた工事について申請
内容を変更しますので、田原本町既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第9条第4項の規定
により届け出ます。

建 築 物 の 所 在 地	
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	

*変更の内容により必要な書類を添付してください。

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

田原本町長 殿

届出者 住所
氏名 印
電話番号

田原本町既存木造住宅耐震改修工事中止届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた既存木造住宅耐震改修工事について申請内容を中止しますので、田原本町既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第9条第5項の規定により届け出ます。

建築物の所在地	
中止の理由	

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

田原本町長 殿

報告者 住 所
氏 名 印
電話番号

田原本町既存木造住宅耐震改修工事中間工程報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた既存木造住宅耐震改修工事について、中間工程を報告します。

建築物の所在地	
---------	--

添付書類：中間工程確認書及び工事完了時に隠ぺいとなる部分の補強等がわかる工事写真を添付してください。

田原本町既存木造住宅耐震改修中間工程確認書

申請建築物に対する耐震改修工事の実施状況について、工事完了時では隠ぺいとなる部分は耐震改修設計内容のとおりであることを確認しましたので、別添資料を添えて報告します。

建 築 士 氏名 _____ ㊟
住所 _____
一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 _____
登録番号 _____

建築士事務所 名称 _____
所在地 _____
一級建築士事務所、二級建築士事務所
又は木造建築士事務所の別 _____
登録年月日及び登録番号 _____

建築物の所在地 _____

添付書類：工事位置、箇所数、工法(筋交い、金物補強、腐朽部材の交換等)など、設計図書のとおり補強工事が行われていることを証する書類(写真等)

様式第9号(第11条関係)

年 月 日

田原本町長 殿

住 所
報告者 氏 名 印
電話番号

田原本町既存木造住宅耐震改修工事完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた既存木造住宅耐震改修工事が完了しましたので、田原本町既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて報告いたします。

建築物の所在地	
工事完了年月日	年 月 日
耐震改修工事金額	円

添付書類：田原本町既存木造住宅耐震改修完了検査確認書(様式第10号)、耐震改修工事の完了時の写真、耐震改修工事契約書の写し、耐震改修工事精算書(最終の工事代金内訳書)、耐震改修工事に要した経費に係る領収書の写し、耐震診断の結果報告書、耐震補強設計図書(完了時)

田原本町既存木造住宅耐震改修完了検査確認書

申請建築物に対する耐震改修工事の完了が耐震改修設計内容のとおりであることを確認しました。

建築士 氏名 _____ (印)
住所 _____
一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 _____
登録番号 _____

建築士事務所 名称 _____
所在地 _____
一級建築士事務所、二級建築士事務所
又は木造建築士事務所の別 _____
登録年月日及び登録番号 _____

建築物の所在地 _____

記

改修前の構造評点

	X方向	Y方向	総合評点
1F			
2F			



改修後の構造評点

	X方向	Y方向	総合評点
1F			
2F			

様式第11号(第13条関係)

年 月 日

田原本町長 殿

請求者 住 所
氏 名 印
電話番号

田原本町既存木造住宅耐震改修補助金交付請求書

田原本町既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第13条の規定により既存住宅耐震改修補助金の交付を請求します。

建築物の所在地	
補助金交付請求額	円

金融機関名			
預金種別		口座番号	
フリガナ 口座名義			

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第11条関係)

様式第10号 (第11条関係)

様式第11号 (第13条関係)